

認知症対応型共同生活介護事業所の評価の流れ

1. 自己評価及び運営推進会議における評価実施の流れ

- 1 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）の自己評価欄を記入する。
- 2 運営推進会議において、記入した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）について説明し、意見をもらう。
※ 運営推進会議には、利用者及び利用者家族・地域住民の代表・市役所職員（介護認定係）及び市地域包括支援センター職員・提供するサービスについて知見を有する者の参加が必要です。
- 3 運営推進会議で得た意見をもとに自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）の外部評価欄を記入する。
- 4 完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙2の2）を利用者及びその家族に対して送付するとともに、事業所のホームページへ掲載、ホームページを作成していない場合は、事業所の見やすい場所に掲示するなどの方法で外部へ公表したうえで日向市本庁介護認定係へ提出する。